

# 木曾川地域更新整備計画整理業務

## 特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
<p>第1章 総 則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第1-1条</p> <p>(目 的)</p> <p>第1-2条</p> <p>(場 所)</p> <p>第1-3条</p> <p>(業務概要)</p> <p>第1-4条</p> <p>(土地への立入り等)</p> <p>第1-5条</p> <p>(一般事項)</p> <p>第1-6条</p> <p>(管理技術者)</p> <p>第1-7条</p>	<p>本業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、広域基盤整備計画調査の一環として、過年度に作成された付知川用水地区の長寿命化に配慮した更新整備計画を補足するための調査を行うものである。</p> <p>本業務において対象とする施設の場所は、岐阜県中津川市であり別添位置図に示すとおりである。</p> <p>本業務の概要は、次のとおりであり、詳細は第3章に示すとおりである。</p> <p>(1) 業務準備 1式</p> <p>(2) 付知川用水地区の漏水調査 1式</p> <p>(3) 点検取りまとめ 1式</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p>	

項 目	内 容			備 考
<p>(担当技術者) 第1-8条</p> <p>(配置技術者の確認) 第1-9条</p> <p>(保険加入) 第1-10条</p> <p>第2章 作業条件 (作業条件) 第2-1条</p>	資 格	技術部門	選択科目	
	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	
		農業	農業土木 農業農村工学	
	博士	農学		
	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	-	
	<p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p> <p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p> <p>受注者は、共通仕様書第1-37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>本業務の実施に際しては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 業務の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務に従事する者のうち主体的に担当する者は、十分な経験を有するものでなければならない。</p> <p>(3) 本業務において生じた第三者との紛争で、受注者の責に帰する事項は受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(4) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。</p>			

項 目	内 容	備 考																							
(対象施設) 第 2 - 2 条  (適用する図書) 第 2 - 3 条	<p data-bbox="491 286 1310 320">本業務の対象となる施設の諸元は、別紙 - 1 業務対象施設による。</p> <p data-bbox="464 416 1315 533">本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書とし共通仕様書第 2 - 1 条によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="472 539 1315 1115"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 539 858 577">名 称</th> <th data-bbox="858 539 1142 577">発行所</th> <th data-bbox="1142 539 1315 577">制改定年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 577 858 658">土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」</td> <td data-bbox="858 577 1142 808" rowspan="3">(一社) 農業農村工学会</td> <td data-bbox="1142 577 1315 658">H26. 3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 658 858 739">土地改良事業計画設計基準・設計「水路トンネル」</td> <td data-bbox="1142 658 1315 739">H26. 7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 739 858 808">土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」</td> <td data-bbox="1142 739 1315 808">R 5. 6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 808 858 889">農業水利施設の機能保全の手引き※</td> <td data-bbox="858 808 1142 965" rowspan="2">農林水産省 農村振興局</td> <td data-bbox="1142 808 1315 889">R 5. 4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 889 858 965">農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」※</td> <td data-bbox="1142 889 1315 965">H28. 8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 965 858 1046">農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」※</td> <td data-bbox="858 965 1142 1046">食料・農業・農村政策 審議会</td> <td data-bbox="1142 965 1315 1046">H28. 8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1046 858 1115">農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」※</td> <td data-bbox="858 1046 1142 1115">農業農村振興整備部会 技術小委員会</td> <td data-bbox="1142 1046 1315 1115">H28. 8</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="464 1137 1254 1167">※<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html</a> 参照</p>	名 称	発行所	制改定年月	土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」	(一社) 農業農村工学会	H26. 3	土地改良事業計画設計基準・設計「水路トンネル」	H26. 7	土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」	R 5. 6	農業水利施設の機能保全の手引き※	農林水産省 農村振興局	R 5. 4	農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」※	H28. 8	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」※	食料・農業・農村政策 審議会	H28. 8	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」※	農業農村振興整備部会 技術小委員会	H28. 8			
名 称	発行所	制改定年月																							
土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」	(一社) 農業農村工学会	H26. 3																							
土地改良事業計画設計基準・設計「水路トンネル」		H26. 7																							
土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」		R 5. 6																							
農業水利施設の機能保全の手引き※	農林水産省 農村振興局	R 5. 4																							
農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」※		H28. 8																							
農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」※	食料・農業・農村政策 審議会	H28. 8																							
農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」※	農業農村振興整備部会 技術小委員会	H28. 8																							
(貸与資料) 第 2 - 4 条	<p data-bbox="464 1279 1315 1352">本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打合せするものとする。</p> <table border="1" data-bbox="472 1359 1302 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 1359 616 1397">分 類</th> <th data-bbox="616 1359 1209 1397">貸 与 資 料</th> <th data-bbox="1209 1359 1302 1397">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 1397 616 1939" rowspan="7">報告書</td> <td data-bbox="616 1397 1209 1478">平成 27 年度 付知川用水地区 施設状況調査等業務</td> <td data-bbox="1209 1397 1302 1478">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1478 1209 1559">平成 28 年度 付知川用水地区 整備構想等検討業務</td> <td data-bbox="1209 1478 1302 1559">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1559 1209 1639">令和 4 年度 付知川用水地区水路橋補修対策検討他業務</td> <td data-bbox="1209 1559 1302 1639">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1639 1209 1720">令和 4 年度 付知川用水地区 用水計画基礎諸元整理業務</td> <td data-bbox="1209 1639 1302 1720">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1720 1209 1800">令和 4 年度 木曾川地域更新整備計画基礎資料作成業務</td> <td data-bbox="1209 1720 1302 1800">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1800 1209 1881">令和 5 年度 木曾川地域更新整備計画作成業務</td> <td data-bbox="1209 1800 1302 1881">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1881 1209 1939">令和 5 年度 付知川用水地区 河川協議資料作成業務</td> <td data-bbox="1209 1881 1302 1939">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1939 616 2047" rowspan="2">その他</td> <td data-bbox="616 1939 1209 1998">機能保全計画書（付知川用水地区）</td> <td data-bbox="1209 1939 1302 1998">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1998 1209 2047">付知川用水地区施設図</td> <td data-bbox="1209 1998 1302 2047">1 式</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	貸 与 資 料	数 量	報告書	平成 27 年度 付知川用水地区 施設状況調査等業務	1 式	平成 28 年度 付知川用水地区 整備構想等検討業務	1 式	令和 4 年度 付知川用水地区水路橋補修対策検討他業務	1 式	令和 4 年度 付知川用水地区 用水計画基礎諸元整理業務	1 式	令和 4 年度 木曾川地域更新整備計画基礎資料作成業務	1 式	令和 5 年度 木曾川地域更新整備計画作成業務	1 式	令和 5 年度 付知川用水地区 河川協議資料作成業務	1 式	その他	機能保全計画書（付知川用水地区）	1 式	付知川用水地区施設図	1 式	
分 類	貸 与 資 料	数 量																							
報告書	平成 27 年度 付知川用水地区 施設状況調査等業務	1 式																							
	平成 28 年度 付知川用水地区 整備構想等検討業務	1 式																							
	令和 4 年度 付知川用水地区水路橋補修対策検討他業務	1 式																							
	令和 4 年度 付知川用水地区 用水計画基礎諸元整理業務	1 式																							
	令和 4 年度 木曾川地域更新整備計画基礎資料作成業務	1 式																							
	令和 5 年度 木曾川地域更新整備計画作成業務	1 式																							
	令和 5 年度 付知川用水地区 河川協議資料作成業務	1 式																							
その他	機能保全計画書（付知川用水地区）	1 式																							
	付知川用水地区施設図	1 式																							

項 目	内 容	備 考
<p>(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-5条</p>	<p>第2-3条、第2-4条に示す図書及び資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 資料及び資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 図書は、作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p>	
<p>第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条</p>	<p>本業務における作業項目及び数量は、別紙-2作業項目内訳表に示すとおりである。</p>	
<p>(作業の留意点) 第3-2条</p>	<p>設計作業実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第2-3条、第2-4条及び設計業務共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 作業に必要な地元及び関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せを行うものとする。</p>	
<p>(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-3条</p>	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>1 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>2 機器等の導入</p> <p>(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。</p> <p>なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4 写真の納品</p> <p>受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時にURL(<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手段階 第2回 漏水調査の準備段階 第3回 漏水箇所の整理段階 第4回 用水計画への影響整理段階 最終回 報告書取りまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、別紙-3に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>	
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p>	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R等)                    2部 (2) 成果物の出力    1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p>	
<p>(成果物の提出先) 第5-2条</p>	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所 愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番</p>	
<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-2条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合 (7) その他</p>	

項 目	内 容	備 考
第7章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別紙－1 業務対象施設

備考に※印のある施設は、作業項目2－1（別紙－2作業項目内訳表参照）の対象外とする。

施設	規格・規模	備考
1. 導水路		
(トンネル)		
1号トンネル	馬蹄形 R=1.00m,L=165.0m	※
2号トンネル	馬蹄形 R=1.00m,H=1.40m,L=40.0m	
	(小計 205.0m)	
(開水路)		
導水路開渠	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.00m,L=195.0m	
沈砂池	コンクリート三面張 L=50.0m	
	(小計 245.0m)	
2. 幹線水路		
(トンネル)		
3号トンネル	馬蹄形 R=0.90m,L=258.5m	
4号トンネル	馬蹄形 R=0.90m,L=2,528.0m	※
6号トンネル	馬蹄形 R=0.90m,L=452.0m	
7号トンネル	馬蹄形 R=0.90m,L=179.0m	
8号トンネル	馬蹄形 R=0.90m,L=220.0m	
9号トンネル	馬蹄形 R=0.90m,L=224.0m	※
10号トンネル	馬蹄形 R=0.85m,L=1,912.0m	
11号トンネル	馬蹄形 R=0.85m,L=203.5m	
12号トンネル	馬蹄形 R=0.85m,L=305.0m	
13号トンネル	馬蹄形 R=0.85m,L=107.8m	
14号トンネル	馬蹄形 R=0.85m,L=65.0m	※
15号トンネル	馬蹄形 R=0.85m,L=73.0m	
16号トンネル	馬蹄形 R=0.85m,L=150.0m	
17号トンネル	馬蹄形 R=0.85m,L=37.0m	
18号トンネル	馬蹄形 R=0.85m,L=92.0m	
	(小計 6,806.8m)	
(開水路)		
1号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.400~1.900m,L=29.5m	
2－1号開水路	コンクリート三面張 B=1.80m,H=1.60m,L=17.0m	
2－2号開水路	コンクリート三面張 B=1.80m,H=1.70m,L=12.0m	
3－1号開水路	コンクリート三面張 B=1.80m,H=1.70m,L=12.1m	
3－2号開水路	コンクリート三面張 B=1.80m,H=1.70m,L=10.0m	
4－1号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=3.4m	
4－2号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=3.8m	
5－1号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=16.1m	
5－2号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=10.3m	
6－1号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=2.8m	
6－2号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=31.5m	
7－1号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=7.6m	

施設	規格・規模	備考
7-2号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=9.0m	
7-3号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=5.6m	
8号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=14.0m	
9-1号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.55m,L=14.0m	
9-2号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.55m,L=14.0m	
10-1号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.55m,L=14.0m	
10-2号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.55m,L=14.0m	
11-1号開水路	コンクリート三面張 B=1.60m,H=1.55m,L=15.0m	※
11-2号開水路	コンクリート三面張 B=1.60m,H=1.55m,L=244.0m	
11-3号開水路	コンクリート三面張 B=1.60m,H=1.55m,L=13.5m	
11-4号開水路	コンクリート三面張 B=1.60m,H=1.55m,L=26.0m	
12-1号開水路	コンクリート三面張 B=2.10m,H=1.55m,L=124.2m	
12-2号開水路	コンクリート三面張 B=2.10m,H=1.55m,L=29.0m	
13-1号開水路	コンクリート三面張 B=1.60m,H=1.55m,L=273.3m	
13-2号開水路	コンクリート三面張 B=1.60m,H=1.55m,L=23.7m	
15号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.35m,L=73.5m	
16号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.35m,L=238.5m	
17-1号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.35m,L=77.0m	
17-2号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.35m,L=65.4m	
17-3号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.35m,L=67.6m	
17-4号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.35m,L=2.6m	
17-5号開水路	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.35m,L=39.3m	
18-1号開水路	コンクリート三面張 B=1.50m,H=1.35m,L=4.5m	
18-2号開水路	コンクリート三面張 B=1.50m,H=1.35m,L=111.6m	
19号開水路	コンクリート三面張 B=1.50m,H=1.35m,L=55.2m	
開水路1-1	コンクリート三面張 B=1.50m,H=1.35m,L=196.5m	
開水路1-2	コンクリート三面張 B=1.50m,H=1.35m,L=265.0m	
開水路1-3	コンクリート三面張 B=1.50m,H=1.35m,L=121.0m	
開水路2	コンクリート三面張 B=1.50m,H=1.35m,L=47.5m	
開水路3-1	B=1.50,H=1.30m,L=18.0m	※
開水路3-2	B=1.50,H=1.30m,L=299.0m	
開水路3-3	B=1.50,H=1.30m,L=168.0m	
開水路3-4	B=1.50,H=1.30m,L=132.0m	
開水路3-5	B=1.50,H=1.30m,L=3.0m	
開水路3-6	B=1.50,H=1.30m,L=347.0m	
開水路3-7	B=1.50,H=1.30m,L=409.0m	
開水路3-8	B=1.50,H=1.30m,L=41.0m	
開水路3-9	B=1.50,H=1.30m,L=352.6m	
開水路3-10	B=1.50,H=1.30m,L=11.1m	

施設	規格・規模	備考
開水路 3-11	B=1.50,H=1.30m,L=8.7m	
	(小計 4,144.0m)	
(暗渠)		
1号暗渠	コンクリート三面張(蓋付) B=1.90m,H=1.50m,L=231.0m	
4号暗渠	ボックスカルバート B=1.80m,H=1.60m,L=7.5m	
5号暗渠	ボックスカルバート B=1.80m,H=1.60m,L=26.3m	
6号暗渠	ボックスカルバート B=1.70m,H=1.70m,L=12.3m	
7号暗渠	ボックスカルバート B=1.70m,H=1.70m,L=18.1m	
8号暗渠	ボックスカルバート B=1.70m,H=1.70m,L=15.8m	
9号暗渠	ボックスカルバート B=1.70m,H=1.35m,L=50.0m	
10号暗渠	ボックスカルバート B=1.70m,H=1.35m,L=22.0m	
11号暗渠	ボックスカルバート B=1.70m,H=1.35m,L=6.0m	
12号暗渠	ボックスカルバート B=1.70m,H=1.35m,L=16.3m	
13号暗渠	ボックスカルバート B=1.50m,B=1.35m,L=15.0m	
14号暗渠	ボックスカルバート B=1.50m,B=1.35m,L=10.0m	
15号暗渠	ボックスカルバート B=1.50m,B=1.35m,L=87.0m	
16号暗渠	ボックスカルバート B=1.50m,B=1.35m,L=27.5m	
	(小計 544.8m)	
(水路橋)		
1号水路橋	ボックスカルバート B=1.50m,H=1.40m,L=24.7m	
2号水路橋	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=8.7m	
3号水路橋	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=5.0m	
4号水路橋	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=8.7m	
5号水路橋	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=8.7m	
6号水路橋	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.70m,L=7.4m	※
7号水路橋	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.55m,L=8.0m	
8号水路橋	コンクリート三面張 B=1.60m,H=1.55m,L=9.0m	
9号水路橋	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.35m,L=6.0m	
10号水路橋	コンクリート三面張 B=1.70m,H=1.35m,L=4.0m	
	(小計 90.2m)	
(管渠)		
2号暗渠	管水路 φ1650 L=164.5m	
3号暗渠	管水路 φ1350 L=127.0m	
	(小計 291.5m)	

別紙－2 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量	業務区分
<p>1 業務準備</p> <p>1-1 現地調査</p> <p>1-2 資料の検討</p>	<p>業務実施に必要な現地調査を行う。</p> <p>貸与資料を整理、把握して作業計画を樹立する。</p>	<p>1 式</p> <p>1 式</p>	<p>設計</p> <p>設計</p>
<p>2 付知川用水地区の漏水調査</p> <p>2-1 漏水の主要因となる変状箇所の特定制</p> <p>2-2 漏水箇所の整理</p> <p>2-3 用水計画への影響の検討</p>	<p>別紙－1 業務対象施設について現地踏査を行い、遠隔目視により変状の有無や変状箇所を特定し、踏査結果を整理する。踏査結果は、変状が起きている位置と変状の種類を状況写真とともに整理すること。</p> <p>上記の結果から漏水の主要因と考えられる変状箇所（以下、漏水箇所という）を特定する。</p> <p>本作業項目の対象施設の総延長は 8.3km とする。</p> <p>過年度調査結果及び上記 2-1 をもとに、導水路及び幹線水路の漏水箇所を平面図上に示す。</p> <p>なお、過年度調査結果とは、特別仕様書第 2－4 条（貸与資料）のうち「付知川地区水路橋補修対策検討他業務」及び「付知川用水地区河川協議資料作成業務」を指す。</p> <p>本作業項目の対象施設の総延長は 12.3km とする。</p> <p>漏水に伴う用水計画への影響について検討を行う。</p>	<p>1 式</p> <p>1 式</p> <p>1 式</p>	<p>調査</p> <p>設計</p> <p>設計</p>
<p>3 点検取りまとめ</p>	<p>各作業項目の成果物の点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。</p>	<p>1 式</p>	<p>設計</p>

別紙－3（第4－1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、設計業務にあつては、その割合が10分の8を超える場合にあつては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとする。

また、調査業務にあつては、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては8.5とし、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額